

議員発議案第2号

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(開示請求権)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第11条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から<u>起算して15日以内</u>にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>起算して45日以内</u>にその<u>すべて</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。</u></p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第11条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から<u>14日以内</u>にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>44日以内</u>にその<u>全て</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求</p>

、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) [略]

者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。